

2021 年 4 月 23 日

経済法令研究会

『銀行業務検定試験 相続アドバイザー 3 級問題解説集 2021 年 3 月受験用』

追加情報

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、2021 年 3 月受験用の問題解説集をお持ちの方が、2021 年 5 月 1 日以降に銀行業務検定試験「C B T 相続アドバイザー 3 級」を受験する際の一助となるよう、令和 3 年度税制改正のポイントについて、お知らせするものです。

記

《令和 3 年度税制改正のポイント》

(1) 納税義務者と課税財産の範囲の見直し

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始時または贈与時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続もしくは遺贈または贈与により取得する国外財産については、その被相続人や贈与者の居住期間にかかわらず、相続税または贈与税を課さないこととされた（課税対象財産は国内財産のみ）。

(2) 非上場株式等にかかる相続税の納税猶予特例を受けるための後継者の要件の見直し

後継者が、被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員でないときであっても、次に掲げる場合には適用を受けることができることとされた。

後継者の役員要件	特例措置	一般措置
原則	相続開始の直前において、会社の役員であること	
例外：役員でないときであっても適用を受けられる場合	被相続人が 70 歳未満で死亡した場合	
	後継者が特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合	

(3) 住宅取得等資金にかかる贈与税の非課税措置の拡充

- ① 令和3年4月1日から同年12月31日までの非課税限度額を、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額（最大1,500万円）まで引き上げられた。よって、非課税限度額は次のようになる。

住宅用家屋の取得等にかかる契約の締結期間	良質な住宅用家屋（耐震・エコ・バリアフリー住宅）		左記以外の住宅用家屋（一般住宅）	
	消費税率10%	左記以外	消費税率10%	左記以外
令和2年4月から令和3年3月まで	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
令和3年4月から令和3年12月まで	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円

- ② 令和3年1月1日以後の贈与により取得する住宅取得等資金にかかる贈与税については、受贈者が贈与を受けた年分の所得税にかかる合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限が40㎡以上に引き下げられた。よって面積要件は次のようになる。

贈与を受けた年分の合計所得金額	家屋の登記簿上の床面積の要件
1,000万円超2,000万円以下	50㎡以上240㎡以下
1,000万円以下	40㎡以上240㎡以下

(4) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例における一定の家屋および増改築等の床面積要件の見直し

令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金にかかる贈与税については、床面積要件の下限が40㎡以上に引き下げられた。

(5) 教育資金一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の見直し

令和3年4月1日以後に贈与者から取得した教育資金について、以下の措置が講じられ、その適用期限が2年間延長された（令和5年3月31日まで）。

- ① 教育資金管理契約期間中に贈与者が死亡した場合において、贈与からその死亡の日までに経過した年数にかかわらず、贈与者死亡時の残高が相続財産に加算される。

* 受贈者が、贈与者の死亡日において次のいずれかに該当する場合は加算されない。

- (イ) 23歳未満である場合、(ロ) 学校等に在学している場合、(ハ) 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

- ② 受贈者が贈与者の孫等である場合には、贈与者死亡時の残高にかかる相続税額について「相続税額の2割加算」が適用される。

【贈与者が死亡した場合の取扱い】（教育資金の取得時期による違い）

教育資金取得時期	令和3年4月1日以後	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで
相続税の課税対象	死亡の日までの年数にかかわらずすべての贈与にかかる残額	贈与者の相続開始前3年以内の贈与にかかる残額
受贈者が孫等の場合の「相続税の2割加算」の適用	2割加算の適用あり	2割加算の適用なし

- (6) 結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の見直し

以下の措置が講じられ、その適用期限が2年間延長された（令和5年3月31日まで）。

- ① 令和3年4月1日以後に贈与者から取得した結婚・子育て資金について、受贈者が孫等の場合には、贈与者死亡時の残高にかかる相続税額に「相続税額の2割加算」が適用される。
- ② 令和4年4月1日以後に贈与者から取得する結婚・子育て資金については、受贈者の年齢要件の下限が引き下げられ、「20歳以上50歳未満」から「18歳以上50歳未満」となった。

【贈与者が死亡した場合の取扱い】（結婚・子育て資金の取得時期による違い）

結婚・子育て資金の取得時期	令和3年4月1日以後	令和3年3月31日まで
相続税の課税対象	残額が相続税の課税対象	
受贈者が孫等の場合の「相続税額の2割加算」の適用	2割加算の適用あり	2割加算の適用なし

以上